

## 5 地下水・土壤汚染

## 5. 地下水・土壌汚染

土壌が有害物質で汚染されると、汚染物質は長期間にわたって土壌にとどまります。汚染物質は、種類にもよりますが、降雨等によって鉛直方向下へ移動しやすく、帯水層に達すると地下水が汚染され、汚染が広範囲に広がります。

土壌汚染によって健康被害が生じるルートは、主に2つあると考えられます。ひとつは、土壌の直接摂取によるもので、たとえば、飛散した汚染土壌を吸い込んでしまう場合や子どもが砂場で遊ぶ場合等が考えられます。もうひとつは、土壌汚染が地下水に到達し、地下水が汚染されることで地下水を使用している人に健康被害が生じるという場合です。土壌汚染対策法では、この2つのルートに着目し、経路を遮断することで健康被害を防止するという制度となっています。

土壌汚染は、多くの場合、目に見えませんので、土壌汚染があるかどうかは調査を試みないとわかりません。土壌汚染対策法では、汚染原因者や土地の所有者が土壌汚染状況調査を実施することとなっています。

土壌汚染状況調査の結果、汚染があることが判明すると、汚染されている土地について要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。要措置区域や形質変更時要届出区域に指定されると、様々な制限が生じます。

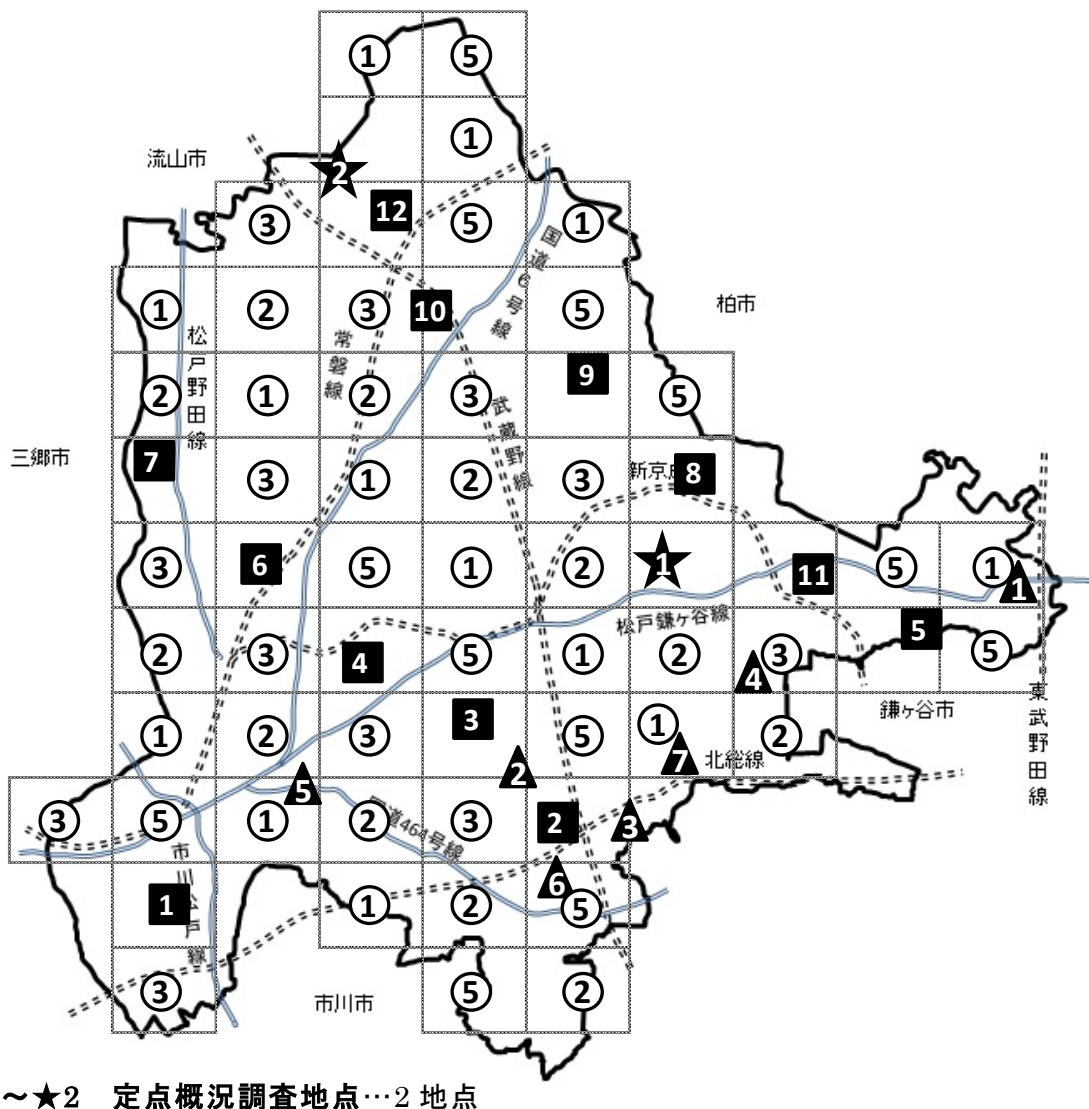
地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づき常時監視しています。

(1) 地下水汚染調査

水質汚濁防止法第 16 条の規定により地下水の汚濁状況を常時監視するため、千葉県の地下水の水質測定計画に基づき、調査を実施しています。

地下水の水質測定計画調査地点

令和 4 年度の調査地点及び概況（ローリング）調査の 5 ケ年計画は下のとおりです。



★1～★2 定点概況調査地点…2 地点

|   |     |   |     |
|---|-----|---|-----|
| 1 | 常盤平 | 2 | 横須賀 |
|---|-----|---|-----|

■1～■12 令和 4 年度概況（ローリング）調査地点…12 地点

|    |     |    |     |   |     |   |     |    |    |
|----|-----|----|-----|---|-----|---|-----|----|----|
| 1  | 下矢切 | 2  | 紙敷  | 3 | 稔台  | 4 | 仲井町 | 5  | 六実 |
| 6  | 上本郷 | 7  | 栄町西 | 8 | 金ヶ作 | 9 | 小金原 | 10 | 幸谷 |
| 11 | 五香  | 12 | 大谷口 |   |     |   |     |    |    |

注：11 と 12 の調査地点は、34 項目及びダイオキシン調査。他の調査地点は 30 項目。

平成 30 年～令和 4 年 各年度の概況（ローリング）調査のメッシュ（令和 4 年度は上記）

|   |              |       |   |             |       |
|---|--------------|-------|---|-------------|-------|
| ⑤ | 平成 30 年度調査地区 | 12 地点 | ① | 令和元年度調査地区   | 13 地点 |
| ② | 令和 2 年度調査地区  | 12 地点 | ③ | 令和 3 年度調査地区 | 12 地点 |

▲1～▲7 令和 4 年度継続監視調査地点（有機塩素化合物汚染）…7 地点

|   |      |   |      |   |      |   |     |   |        |
|---|------|---|------|---|------|---|-----|---|--------|
| 1 | 六実   | 2 | 和名ヶ谷 | 3 | 紙敷 B | 4 | 松飛台 | 5 | 二十世紀が丘 |
| 6 | 紙敷 A | 7 | 紙敷 B |   |      |   |     |   |        |

## ア. 概況調査

市内全体の地下水汚染の概況を調査するため、市内を約1kmのメッシュに区切り、5年かけて全メッシュを調査しています。全63地点で、そのうち2地点は定点とし毎年調査しています。

直近は、平成25年度から29年度までの5ケ年計画で、61地点のローリング調査及び2地点の定点調査（毎年調査）を実施しました。平成30年度から、ふたたび、5ケ年で調査しています。

令和4年度は12地点で30項目、2地点で34項目を調査しました。その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点、1,2-ジクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが1地点及び全マンガンが1地点で環境基準に不適合でした。その他の地点は全ての項目が環境基準に適合していました。

### ローリング調査

|                             | H20～<br>H24<br>5ケ年 | H25～<br>H29<br>5ケ年 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|-----|----|----|----|----|
| 調査地点数                       | 63                 | 61                 | 12  | 13 | 12 | 12 | 12 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素<br>環境基準不適合地点数 | 15                 | 10                 | 5   | 2  | 4  | 3  | 4  |
| テトラクロロエチレン<br>環境基準不適合地点数    | 1                  | 1                  | —   | —  | —  | —  | 1  |
| トリクロロエチレン<br>環境基準不適合地点数     | —                  | 1                  | —   | —  | —  | 1  | —  |
| 1,2-ジクロロエチレン<br>環境基準不適合地点数  | —                  | —                  | —   | —  | —  | —  | 1  |
| 砒素<br>環境基準不適合地点数            | 1                  | —                  | —   | —  | —  | 1  | —  |
| 全マンガン<br>指針値超過地点数           | —                  | —                  | 1   | 1  | —  | —  | 1  |

### 定点調査

|                             | H20～<br>H24<br>5ケ年 | H25～<br>H29<br>5ケ年 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|-----|----|----|----|----|
| 調査地点数                       | 2                  | 2                  | 2   | 2  | 2  | 2  | 2  |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素<br>環境基準不適合地点数 | —                  | 1                  | 1   | —  | —  | —  | —  |

## (参考) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位:mg/L)

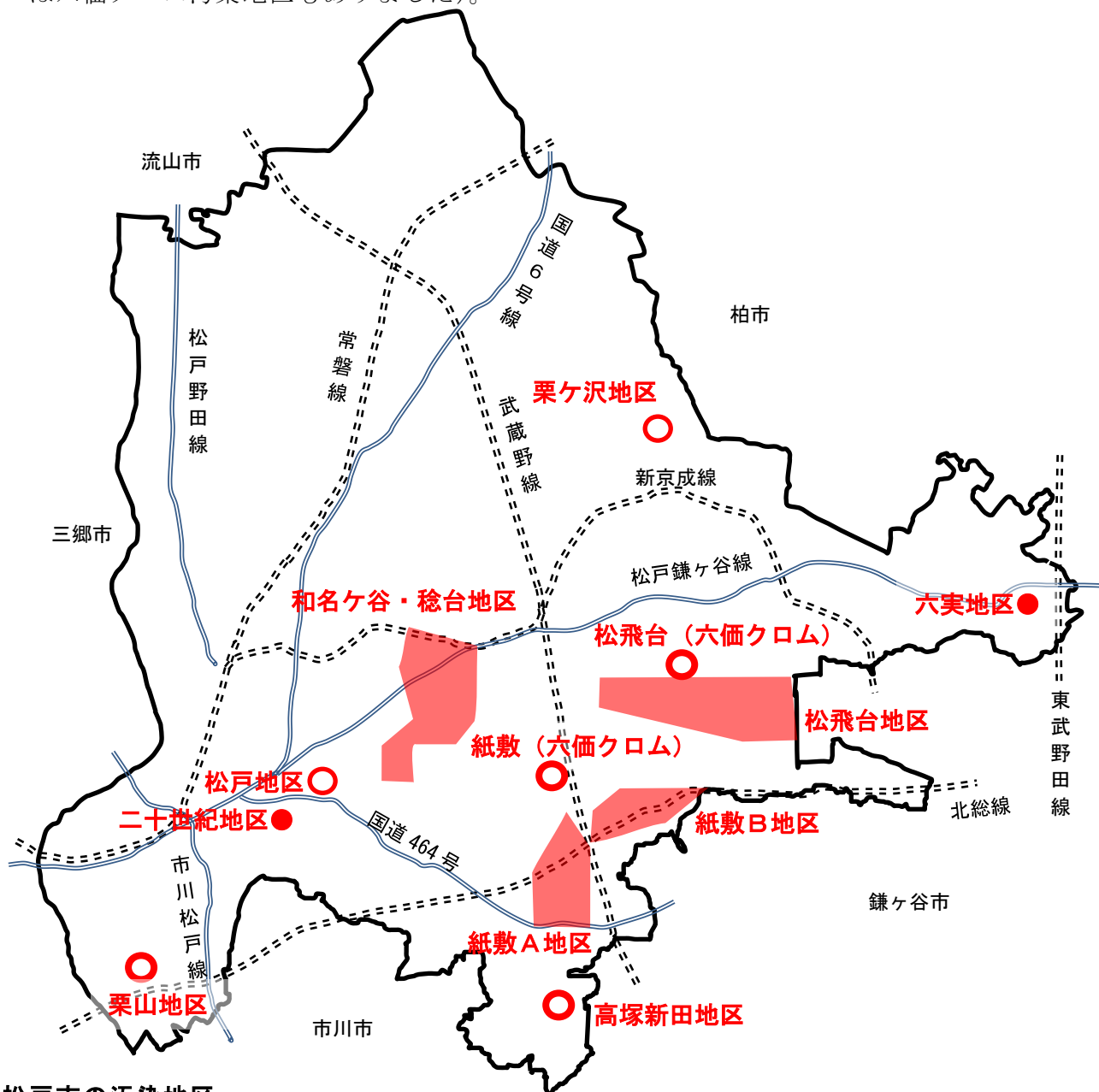
| 項目                     | 基準値       | 項目                | 基準値      |
|------------------------|-----------|-------------------|----------|
| カドミウム                  | 0.003 以下  | 1,1,2-トリクロロエタン    | 0.006 以下 |
| 全シアン                   | 検出されないこと  | トリクロロエチレン         | 0.01 以下  |
| 鉛                      | 0.01 以下   | テトラクロロエチレン        | 0.01 以下  |
| 六価クロム                  | 0.02 以下   | 1,3-ジクロロプロペン      | 0.002 以下 |
| 砒素                     | 0.01 以下   | チウラム              | 0.006 以下 |
| 水銀                     | 0.0005 以下 | シマジン              | 0.003 以下 |
| アルキル水銀                 | 検出されないこと  | チオベンカルブ           | 0.02 以下  |
| PCB                    | 検出されないこと  | ベンゼン              | 0.01 以下  |
| ジクロロメタン                | 0.02 以下   | セレン               | 0.01 以下  |
| 四塩化炭素                  | 0.002 以下  | 硝酸性窒素<br>及び亜硝酸性窒素 | 10 以下    |
| クロロエチレン<br>(塩化ビニルモノマー) | 0.002 以下  |                   |          |
| 1,2-ジクロロエタン            | 0.004 以下  | ふっ素               | 0.8 以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン           | 0.1 以下    | ほう素               | 1 以下     |
| 1,2-ジクロロエチレン           | 0.04 以下   | 1,4-ジオキサン         | 0.05 以下  |
| 1,1,1-トリクロロエタン         | 1 以下      |                   |          |

|         |               |
|---------|---------------|
| ダイオキシン類 | 1 pg-TEQ/L 以下 |
|---------|---------------|

## イ. 継続監視調査

既に汚染確認されている地区の代表的な井戸を選定し、継続監視する調査です。

現在、この調査に該当する項目は有機塩素系化合物であり、この汚染地区は下図のとおりです（おおよその位置です）。白抜きは解除された汚染地区を表しています（過去には六価クロム汚染地区もありました）。



### 松戸市の汚染地区

継続監視調査の結果、有機塩素化合物の汚染は 10 地区中 6 地区において汚染が継続しています。

栗山地区、高塚新田地区、松戸地区、栗ヶ沢地区の汚染は、過去に 2 年間続けて地下水汚染が環境基準に適合しましたので、汚染地区を解除しました。

和名ヶ谷・稔台地区及び六実地区の汚染についても過去に 2 年間（平成 20～21 年度及び平成 29～30 年度）続けて地下水が環境基準に適合しましたが、他に環境基準不適合の井戸があったため、測定地点を変更して調査を継続しています。

汚染地区で、既に上水道が布設されているところについては、井戸水の飲用をしないよう啓発をしています。

[汚染地区解除根拠：環境省水質保全局長通知、水質モニタリング方式効率化指針による。]

## 令和4年度継続監視調査結果(地下水汚染地区)

〔単位：mg/L〕

| 汚染地区名     | 採水場所   | トリクロロエチレン      | テトラクロロエチレン   | 1, 1, 1-トリクロロエタン |
|-----------|--------|----------------|--------------|------------------|
| 和名ヶ谷・稔台地区 | 和名ヶ谷   | <0.001         | <0.0005      | <0.0005          |
| 松飛台地区     | 松飛台    | <b>0.032 ※</b> | 0.0044       | <0.0005          |
| 紙敷A地区     | 紙敷     | <b>0.014 ※</b> | <b>6.7 ※</b> | <0.0005          |
| 紙敷B地区     | 紙敷1丁目  | <b>0.29 ※</b>  | 0.0064       | <0.0005          |
|           | 紙敷3丁目  | 0.002          | <b>1.0 ※</b> | <0.0005          |
| 六実地区      | 六実     | 0.002          | <b>8.4 ※</b> | <0.0005          |
| 二十世紀が丘地区  | 二十世紀が丘 | <b>0.022 ※</b> | <0.0005      | <0.0005          |

| 汚染地区名     | 採水場所   | 四塩化炭素   | 1, 1-ジクロロエチレン | 1, 2-ジクロロエチレン | クロロエチレン         |
|-----------|--------|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 和名ヶ谷・稔台地区 | 和名ヶ谷   | <0.0002 | <0.002        | <0.004        | <0.0002         |
| 松飛台地区     | 松飛台    | <0.0002 | 0.002         | <b>0.40 ※</b> | <0.0002         |
| 紙敷A地区     | 紙敷     | <0.0002 | <0.002        | <b>1.3 ※</b>  | <b>0.0022 ※</b> |
| 紙敷B地区     | 紙敷1丁目  | <0.0002 | <0.002        | 0.004         | <0.0002         |
|           | 紙敷3丁目  | <0.0002 | <0.002        | 0.015         | <0.0002         |
| 六実地区      | 六実     | <0.0002 | <0.002        | <0.004        | <0.0002         |
| 二十世紀が丘地区  | 二十世紀が丘 | <0.0002 | <0.002        | <0.004        | <0.0002         |

※印がついているのは環境基準不適合

## (ア) 有機塩素化合物の地下水汚染地区(6地区)

| 汚染地区名     | 確認年度   | 汚染物質        | 範囲                   | 調査年数 |
|-----------|--------|-------------|----------------------|------|
| 和名ヶ谷・稔台地区 | 昭和59年度 | トリクロロエチレン等  | 東西約1.5km<br>南北約2.0km | 38年  |
| 松飛台地区     | 昭和61年度 | トリクロロエチレン等  | 東西約2.0km<br>南北約0.5km | 36年  |
| 紙敷A地区     | 昭和63年度 | テトラクロロエチレン等 | 東西約0.5km<br>南北約1.0km | 34年  |
| 紙敷B地区     | 昭和63年度 | トリクロロエチレン等  | 東西約1.5km<br>南北約0.5km | 34年  |
| 六実地区      | 平成元年度  | テトラクロロエチレン等 | 東西約0.1km<br>南北約0.2km | 33年  |
| 二十世紀が丘地区  | 平成4年度  | トリクロロエチレン等  | 東西約0.2km<br>南北約0.2km | 30年  |

**(イ) 地下水汚染地区が解除された地区（6地区）**

| 汚染地区名  | 確認年度             | 解除年度     | 汚染物質        |
|--------|------------------|----------|-------------|
| 松飛台地区  | 昭和 56 年度         | 平成 18 年度 | 六価クロム       |
| 紙敷地区   | 昭和 51 年度         | 平成 18 年度 | 六価クロム       |
| 栗山地区   | 平成 3 年度          | 平成 19 年度 | トリクロロエチレン   |
| 高塚新田地区 | 平成 10 年度         | 平成 22 年度 | トリクロロエチレン   |
| 松戸地区   | ⇒平成 27 年度<br>再指定 | 令和元年度    | トリクロロエチレン   |
| 栗ヶ沢地区  | 平成 12 年度         | 令和元年度    | テトラクロロエチレン等 |

**ウ. 詳細調査**

平成 30 年度継続監視調査において、和名ヶ谷・稔台地区の継続監視地点が基準値以下となったため、同地区の詳細調査を実施しました。この結果 10 地区中 6 地区においてトリクロロエチレン及び四塩化炭素が基準を超えて検出されました。このことから令和元年度以降、10 地区内において測定地点を変更しながら調査を継続しています。

また、令和元年度は松戸地区、栗ヶ沢地区においても 2 年連続で全項目環境基準を達成し、周辺井戸でも地下水が発見されなかったことから、地下水汚染地区を解除しました。

**エ. 地下水のダイオキシン類調査**

平成 13 年度から調査をしています。

**令和 4 年度ダイオキシン調査結果（環境基準：1pg-TEQ/L 以下）**

| 採水場所 |     | ダイオキシン類        |
|------|-----|----------------|
| 1    | 五香  | 0.016 pg-TEQ/L |
| 2    | 大谷口 | 0.017 pg-TEQ/L |

**オ. 地下水の PFOS 及び PFOA 調査**

ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」）等の有機フッ素化合物は、人の健康や環境に対し悪影響を及ぼすことが近年判明しつつあり、国内外で製造、使用等が制限されています。本市においては令和 4 年度より調査を開始しました。

**令和 4 年度 PFOS、PFOA 調査結果（指針値：0.00005 mg/L 以下）**

| 採水場所 |     | PFOS、PFOA      |
|------|-----|----------------|
| 1    | 五香  | <0.0000003mg/L |
| 2    | 大谷口 | <0.0000003mg/L |

**カ. 地下水の公募調査**

地下水汚染状況の詳細な資料を得るために平成元年度より公募調査による簡易検査を行い、これまで 1,176 検体の調査を行いました。



(2) トリクロロエチレン等の使用量調査

市内のトリクロロエチレン等の使用事業場に対して使用状況調査を行い、使用量及び自主分析結果を把握しました。その結果、使用事業場数は16社、総使用量は367,845kgです。その使用量の約88%は、再生加工事業場で使用されています。

トリクロロエチレン等使用量経年変化

(単位：kg)

| 年度    | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 四塩化炭素 | ジクロロメタン | 総使用量      |
|-------|-----------|------------|----------------|-------|---------|-----------|
| 昭和 59 | 984,780   | 338,436    | 705,925        |       |         | 2,029,141 |
| 平成元年  | 652,427   | 176,217    | 1,135,829      |       |         | 1,964,473 |
| 平成 6  | 362,404   | 86,425     | 493,030        |       |         | 941,859   |
| 平成 11 | 204,116   | 79,686     | 4,092          | 0     | 75,419  | 363,313   |
| 平成 16 | 154,053   | 44,700     | 0              | 0     | 60,504  | 259,257   |
| 平成 21 | 116,931   | 38,160     | 0              | 0     | 62,103  | 217,194   |
| 平成 26 | 85,321    | 54,971     | 0              | 0     | 118,008 | 258,300   |
| 平成 28 | 100,127   | 53,862     | 0              | 0     | 167,668 | 321,657   |
| 平成 29 | 106,797   | 71,657     | 0              | 0     | 211,117 | 389,571   |
| 平成 30 | 102,954   | 74,160     | 0              | 0     | 187,783 | 364,897   |
| 令和元   | 92,084    | 66,065     | 0              | 0     | 140,213 | 298,362   |
| 令和 2  | 79,595    | 42,829     | 0              | 0     | 144,063 | 266,487   |
| 令和 3  | 70,073    | 41,248     | 0              | 0     | 173,682 | 285,003   |
| 令和 4  | 66,499    | 42,235     | 0              | 0     | 259,111 | 367,845   |

1kg 未満四捨五入

令和4年度トリクロロエチレン等の業種別使用量調査結果

(単位：kg)

| 項目<br>業種  | トリクロロエチレン |        | テトラクロロエチレン |        | 1,1,1-トリクロロエタン |     | 四塩化炭素 |     | ジクロロメタン |         | 事業場数 | 総使用量    |
|-----------|-----------|--------|------------|--------|----------------|-----|-------|-----|---------|---------|------|---------|
|           | 数         | 使用量    | 数          | 使用量    | 数              | 使用量 | 数     | 使用量 | 数       | 使用量     |      |         |
| 飲料製造業     | 0         | 0      | 0          | 0      | 0              | 0   | 0     | 0   | 0       | 0       | 1    | 0       |
| 石油石炭製品製造業 | 1         | 34,949 | 1          | 29,900 | 0              | 0   | 0     | 0   | 1       | 259,111 | 1    | 323,960 |
| 金属製品製造業   | 6         | 30,750 | 0          | 0      | 0              | 0   | 0     | 0   | 0       | 0       | 6    | 30,750  |
| 電気機械器具製造業 | 1         | 50     | 0          | 0      | 0              | 0   | 0     | 0   | 0       | 0       | 1    | 50      |
| 精密機械器具製造業 | 1         | 750    | 0          | 0      | 0              | 0   | 0     | 0   | 0       | 0       | 1    | 750     |
| 洗濯・理容浴場業  | 0         | 0      | 5          | 12,335 | 0              | 0   | 0     | 0   | 0       | 0       | 5    | 12,335  |
| 医療業       | 0         | 0      | 0          | 0      | 0              | 0   | 0     | 0   | 1       | <1      | 1    | <1      |
| 計         | 9         | 66,499 | 6          | 42,235 | 0              | 0   | 0     | 0   | 2       | 259,111 | 16   | 367,845 |

(注) 各項目の数は延べ事業場数を表す。〔重複する事業場がある〕

<1…1kg 未満

### (3) 地下水汚染対策

#### ア. 地下水汲み上げ処理

地下水汚染が確認されている和名ケ谷・稔台地区および松飛台地区の 2 地区に対し、市が有機塩素化合物除去装置を設置し、地下水を汲み上げて処理を行っていましたが、汚染物質濃度の低下や地権者からの返却要求により和名ケ谷・稔台地区は平成 19 年 11 月に、松飛台地区は平成 18 年 10 月に運転を終了しました。

有機塩素化合物除去装置の運転終了後は、水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法に基づく規制や指導により地下水汚染の未然防止を図っています。

#### 有機塩素化合物除去装置施設の概要

| 区分   | 和名ケ谷・稔台地区        | 松飛台地区             |
|------|------------------|-------------------|
| 住所   | 松戸市和名ケ谷 1,020 番地 | 松戸市松飛台 341 番地の 1  |
| 竣工   | 平成 2 年 3 月       | 平成 3 年 12 月       |
| 除去方式 | 気液接触型充填塔方式       | 気液接触型充填塔方式        |
| 運転終了 | 平成 19 年 11 月 5 日 | 平成 18 年 10 月 30 日 |
| 総除去量 | 3,625.3 kg       | 260.3 kg          |

#### イ. 飲用指導及び上水道への転換

地下水水質調査の結果、飲用基準を超過もしくは痕跡が見られた住民に対しては、飲用指導し、また、上水道への切り替えを指導しています。

#### ウ. トリクロロエチレン等の使用事業場への指導

水質汚濁防止法及び千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づき、排水及び地下水の自主分析（トリクロロエチレン等使用物質）を実施させ、地下浸透の防止及び公共用水域への排出の基準を遵守するよう指導しています。なお、使用事業場については、立入調査を実施し、管理状況を確認するとともに、使用方法と回収並びに貯蔵の方法等の指導を行いました。

また、令和 4 年度はトリクロロエチレン等を使用している 16 事業場のうち、9 事業場の排水の水質検査を実施しました。結果は排出基準に全て適合していました。

今後とも、立入調査を強化し、汚染が発生しないよう監視していきます。

## (4) 土壌汚染

### ア. 土壌汚染対策法の目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

### イ. 土壌汚染対策法の主な改正履歴

#### ○平成 15 年 2 月 15 日 土壌汚染対策法施行

- ・ 有害物質使用特定施設が廃止された際は、土壌調査義務が発生(法第 3 条関係)
- ・ 有害物質が基準超過の場合は指定地域に指定
- ・ 汚染土壌は、廃棄物の管理型最終処分場に処分するか知事認定施設で処理

#### ○平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

- ・ 指定区域の制度が変わり、要措置区域と形質変更時要届出区域の 2 種類になった
- ・ 一定規模以上 (3,000 m<sup>2</sup> 以上) の土地の形質変更時は届出が必要 (法第 4 条関係)
- ・ 施行規則附則第 2 条の削除  
(参考) 土壌汚染対策法施行規則 附則  
第 2 条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地 (土地の面積が 300 平方メートル以下であり、かつ、第 17 条の要件に該当しないものに限る。) に係る法第 3 条第 1 項の調査については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、同項の土壌ガス調査及び土壌溶出量調査を行うことを要しない。
- ・ 汚染土壌処理業の許可制度の創設  
(知事認定制度では、法で罰則を設けることがむずかしく、不適正処理が顕在化していた)
- ・ 松戸市手数料条例を改正して、汚染土壌処理業の許可、許可の更新、変更許可について手数料を定めた

#### ○平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

- ・ 一定規模以上の土地の形質変更時の届出と同時に土壌調査の結果を提出可能
- ・ 汚染土壌処理業について、承継等の承認の追加。併せて、松戸市手数料条例を改正し、承認手数料を定めた
- ・ 汚染土壌処理業について、許可要件の追加
- ・ 知事 (政令市長) による情報収集事項として、「特定有害物質による汚染の恐れ」の他に、「健康被害が生じる恐れ」が追加
- ・ 要措置区域等が解除された場合、台帳を整備する

#### ○平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

- ・ 法第 3 条ただし書きの確認を受けている土地の形質変更時に土壌汚染状況調査義務発生
- ・ 要措置区域の指定を受けた場合、汚染除去計画の提出
- ・ 指示措置と実施措置を明確に区別ようになる
- ・ 基準不適合が自然由来等による土壌は、汚染土壌処理施設以外への移動が可能

## ウ. 土壌汚染対策法に基づく調査（件数は全て法施行後の累計）

## （ア）水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査（第3条関係）

|                  |                      |      |
|------------------|----------------------|------|
| 廃止件数             |                      | 42件  |
| 調査等の内訳<br>（重複あり） | 調査実施                 | 18件  |
|                  | うち、経過措置適用（施行規則附則第2条） | （2件） |
|                  | 調査猶予（法第3条第1項ただし書）    | 27件  |

※施行規則附則第2条は、平成22年4月1日に削除されました。

（参考）土壌汚染対策法施行規則 附則

第2条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（土地の面積が300平方メートル以下であり、かつ、第17条の要件に該当しないものに限る。）に係る法第3条第1項の調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項の土壌ガス調査及び土壌溶出量調査を行うことを要しない。

## （イ）一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更の届出（第4条関係）

|      |           |      |
|------|-----------|------|
| 届出件数 |           | 142件 |
|      | うち、調査命令件数 | 1件   |

## （ウ）土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると松戸市がみとめるときの調査（第5条関係）

|      |  |    |
|------|--|----|
| 調査件数 |  | 0件 |
|------|--|----|

## エ. 事業場の自主調査

## （ア）令和4年度末現在の自主調査件数

|      |  |     |
|------|--|-----|
| 調査件数 |  | 32件 |
|------|--|-----|

## （イ）うち、土壌汚染件数

|         |          |     |
|---------|----------|-----|
| 汚染件数    |          | 14件 |
| 対策内容の内訳 | 対策完了件数   | 12件 |
|         | 対策中の件数   | 2件  |
|         | 対策検討中の件数 | 0件  |

## オ. 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況（令和5年3月31日現在）

## (ア) 要措置区域

| 指定年月日<br>(解除年月日)           | 所在地    | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない<br>特定有害物質 |
|----------------------------|--------|-------------------------|----------------------|
| 平成29年6月9日<br>(令和2年8月20日)   | 小山     | 100                     | トリクロロエチレン            |
| 平成29年7月20日<br>(令和4年9月15日)  | 稔台五丁目  | 560                     | 六価クロム化合物             |
| 平成29年7月31日<br>(平成31年2月21日) | 七右衛門新田 | 100                     | ふっ素及びその化合物           |
| 令和元年11月8日                  | 上本郷    | 200                     | 六価クロム化合物             |
| 令和元年11月22日<br>(令和2年5月15日)  | 稔台八丁目  | 125.07                  | テトラクロロエチレン           |
| 令和2年6月19日<br>(令和3年1月20日)   | 上本郷    | 2,958.01                | 六価クロム化合物             |

## (イ) 形質変更時要届出区域

| 指定年月日<br>(解除年月日)           | 所在地    | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない<br>特定有害物質                           |
|----------------------------|--------|-------------------------|--|
| 平成25年7月1日<br>(平成26年1月27日)  | 高塚新田   | 219                     | 水銀及びその化合物<br>鉛及びその化合物                          |
| 平成29年6月9日<br>(令和2年8月20日)   | 小山     | 100                     | シアン化合物<br>(鉛及びその化合物)                           |
| 平成29年7月20日<br>(令和4年9月15日)  | 稔台五丁目  | 1,210                   | シアン化合物<br>鉛及びその化合物<br>ふっ素及びその化合物<br>ほう素及びその化合物 |
| 平成29年7月31日<br>(平成31年2月21日) | 七右衛門新田 | 100                     | 鉛及びその化合物                                       |
| 令和元年11月8日<br>(令和4年5月27日)   | 上本郷    | 117.7                   | 鉛及びその化合物                                       |
| 令和2年2月3日<br>(令和2年6月1日)     | 稔台五丁目  | 140.5                   | 鉛及びその化合物                                       |
| 令和2年6月19日<br>(令和3年1月20日)   | 上本郷    | 2,748.22                | 水銀及びその化合物<br>鉛及びその化合物                          |

**カ. 土壌のダイオキシン類調査**

千葉県の実験計画により、令和4年度は松戸市内の2箇所でダイオキシン類の調査がありました。2箇所とも環境基準（1,000pg-TEQ/g）に適合していました。

**令和4年度ダイオキシン調査結果（千葉県調査）**

|   | 採取場所         | ダイオキシン類       |
|---|--------------|---------------|
| 1 | 新松戸中央公園（新松戸） | 2.3pg-TEQ/g   |
| 2 | もえぎの風公園（秋山）  | 0.81 pg-TEQ/g |

**【Memo】**